

2024年度規制改革要望

2024年9月17日

一般社団法人 日本経済団体連合会

2024年度規制改革要望 概要

I. 基本的考え方

- ▶ 日本経済の成長への歩みを加速するには、DXや新たな成長分野の競争力強化等が必要であり、**新技術や新規ビジネスの実装を阻害し得る規制や制度を不断に見直す**ことが不可欠。とりわけ顕在化する**人手不足に対応するための規制・制度改革**が必要
- ▶ そこで、**デジタル**、**環境**、**人の活躍**、**新産業の成長**を柱に規制改革要望を取りまとめ

II. 更新・再提出する規制改革要望 2項目 (No.1~2)

III. 2024年度規制改革要望 (新規) 51項目

No.は2024年度規制改革要望における通し番号

1. デジタル (No.3~17)

- ▶ 完全無人店舗における酒類販売時のデジタル技術活用に係る要件明確化 等

2. 環境 (No.18~25)

- ▶ 使用済みの靴の再資源化促進に向けた制度整備 等

3. 人の活躍 (No.26~37)

- ▶ 外国語指導助手 (ALT) の資格外活動の包括許可の対象範囲拡大
- ▶ 建設業における営業所専任技術者の複数営業所兼務の容認 等

4. 新産業の成長 (No.38~53)

- ▶ 製薬企業から国民への治験に係る情報提供の実現
- ▶ ロボット農機の圃場間等の公道移動に関する規制の緩和 等

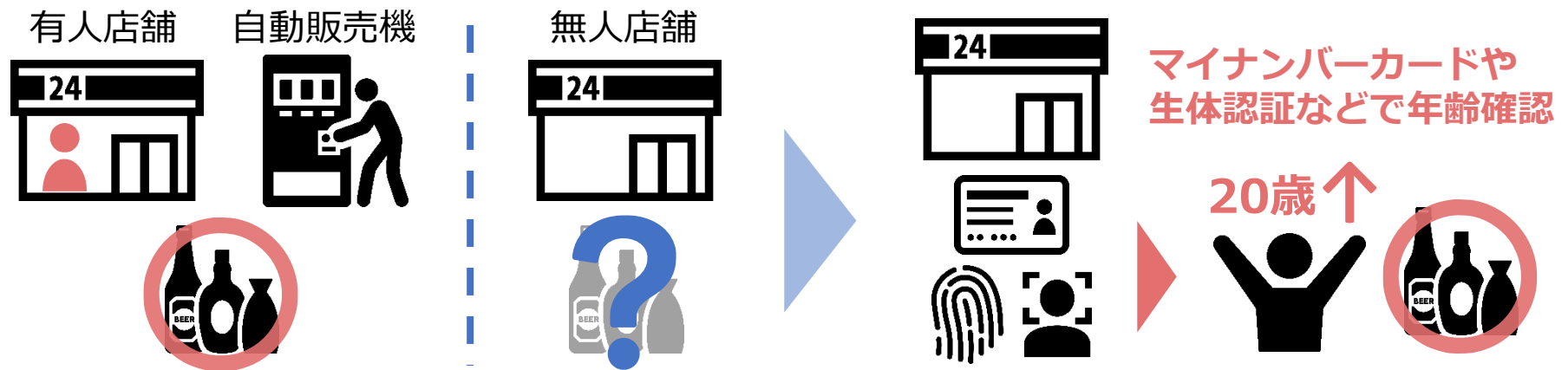
各分野の要望例

デジタル 完全無人店舗における酒類販売の要件明確化

No. 3 完全無人店舗における酒類販売時のデジタル技術活用に係る要件明確化

確実な年齢確認を実施できる**完全無人店舗においても酒類の販売が可能であることを明示するとともに、年齢確認の際に用いるべきデジタル技術の要件を明確化**すべき（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達、酒類販売管理者制度に関するQ&A）

⇒ **デジタル化、自動化・省力化の推進**



- 有人店舗内セルフレジ、年齢確認機能を備えた自動販売機では**非対面であっても酒類の販売が可能**
- 一方、**現行制度では無人店舗の存在を想定していない**ため国が販売可否の判断すらできない状況

- 完全無人店舗でも酒類販売可能と明示されれば、**政府も推進するデジタル化、自動化・省力化に貢献**
- マイナンバーカードや生体認証など適切なデジタル技術を活用することで**確実な年齢確認を担保**

No.18 使用済みの靴の再資源化促進に向けた制度整備

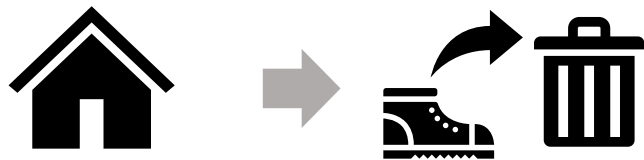
廃棄物処理法の「**広域認定制度**」の対象に「**靴**」を追加すべき（廃棄物処理法第9条の9）
 もしくは「**再資源化事業等高度化法^(※)**」における大臣認定の対象とすべき
 ⇒ 消費者が**使用済みの靴を再資源化するルート**を確保し、**再資源化を促進**

※ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（2024年5月公布）

現在（課題）



全世界で年間**239億足**の靴が生産され、**90%以上**がゴミとして廃棄される。その総量は年間**2,000万トン**に及ぶ



使用済みの靴は、**各家庭が排出元**となることが多く、**製造事業者による回収や再生利用が進みにくい**

規制改革要望

広域認定制度の一般廃棄物の対象に「靴」を追加。
 もしくはこうした事例を「**再資源化事業等高度化法**」の大臣認定の対象とすることを検討すべき。

広域認定制度：効率的な再生利用等を推進することを目的に、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与し、**大臣認定を得ることで、自社製品に限り、広域的な収集を可能とする制度**（廃PC、廃二輪自動車、廃印刷機などは対象であるが、「靴」は対象外である）

期待する効果

- 消費者が**使用済みの靴を再資源化できるルート**（店頭・インターネット等）を確保
- 使用済みの靴の再資源化への**国民認知の高まり**
- 使用済みの靴を**企業がビジネスベースで再資源化する取り組みの促進**



人の活躍 外国語指導助手（ALT）の活躍機会の拡大

No.30 外国語指導助手（ALT）の資格外活動の包括許可の対象範囲拡大

民間企業において雇用されている在留資格「教育」のALTも「**資格外活動**」の「**包括許可**」の対象とすべき（出入国管理及び難民認定法第19条第2項等）
⇒ 外国人教員の**負担軽減・シフトの柔軟化**、**語学学習機会の拡充**

在留資格「教育」

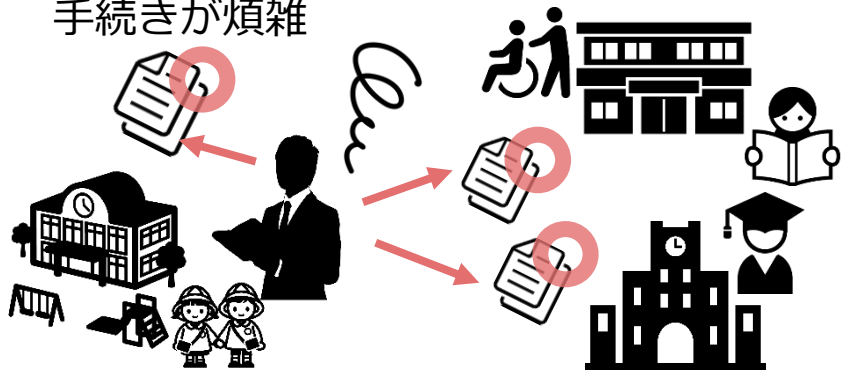
小学校、中学校、高等学校等で語学教育等の活動が可能。
他方、**幼稚園や保育園、大学等の高等教育機関、公民館等は活動の範囲外。**
⇒別途「**資格外活動**」許可を受ける必要

資格外活動の種類

包括許可：1週28時間以内の活動を**包括的に許可**（一定要件を満たす者のみ）
個別許可：「包括許可」対象外の者や範囲外の活動について**個別に許可**

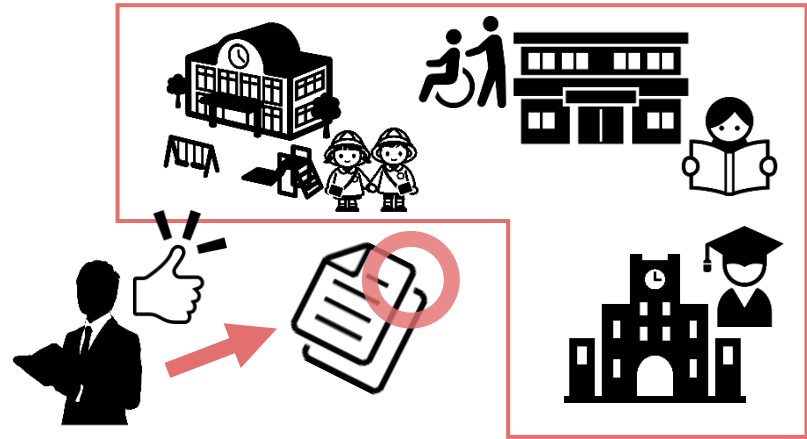
現在

- **民間企業において雇用されているALTは、「包括許可」が認められていない**
(※地方公共団体に雇用されているALTは認められている)
- 活動ごとに「**個別許可**」を受ける必要。
手続きが煩雑



規制改革後

- 28時間以内の活動は「**包括許可**」の対象となり、手続きが大幅に簡素化





No.36 建設業における営業所専任技術者の複数営業所兼務の容認

一定の条件を設けた上で、建設業における営業所専任技術者の**複数営業所で
の兼務を容認すべき**（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

⇒ 専任技術者の**担い手不足解消**と建設業界の**生産性向上**に寄与

現在

専任技術者制度を取り巻く状況

- 一定の条件のもと、
テレワークが可能に ○ 
- 一定の条件のもと、
営業所と現場の兼務が可能に ○ 

- **複数営業所の兼務** × 

理由：特段の制限なく兼務を可能とした場合、
専任技術者の本来の役割が果たせず、受注競争も
激化する

規制改革後

**一定の条件（※）を設けた上で、
専任技術者の複数営業所の兼務を可能に**

※例えば、常識上通勤可能な営業所であることや、
兼務できる営業所を2、3カ所にする、兼務が可能
な建設業種（電気通信工事業、電気工事業、
管工事業等）に限るなど

一定の条件のもと、
複数営業所の兼務が可能に ○ 



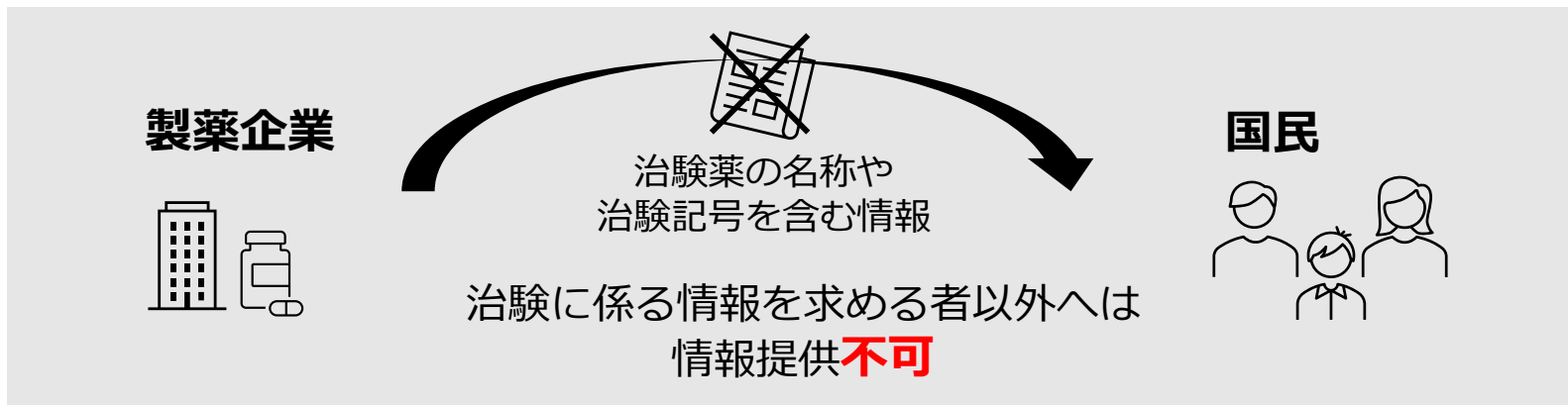
No.39 製薬企業から国民への治験に係る情報提供の実現

広く国民への治験の情報提供を可能にすべき

(医薬監第148号「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」等)

⇒ 国民便益の向上と企業活動の効率化を両輪で実現

現在



規制改革後

広く国民に情報提供**可** (米中同様)

国民：適切な治験へのアクセス向上、ドラッグラグ・ロスの解消

企業：効率的な治験実施による新薬の開発推進

ロボット農機の社会実装に向けた規制の緩和

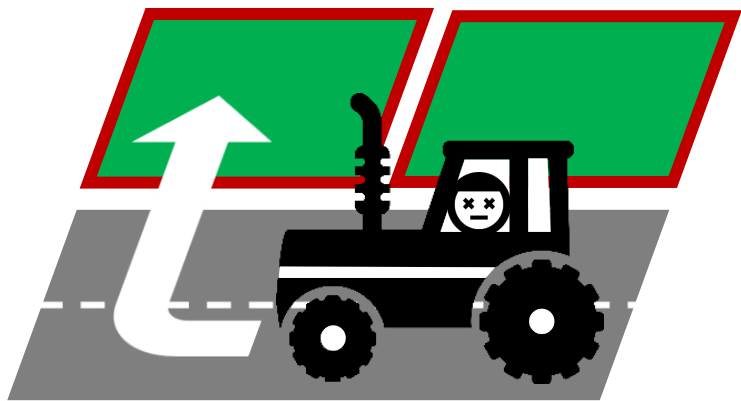
No.52 ロボット農機の圃場間等の公道移動に関する規制の緩和

ロボット農機による圃場間等の農道・公道移動を特定自動運行の目的に追加すべき
(道路交通法第75条の13第1項第5号)

⇒ **農作業の抜本的な生産性向上**や、**農業者のダイバーシティの推進**等に寄与

現在

農機の自由な自動走行は圃場内や私道に限定
⇒ 農道や公道を移動する度に**有人の操縦**が必要



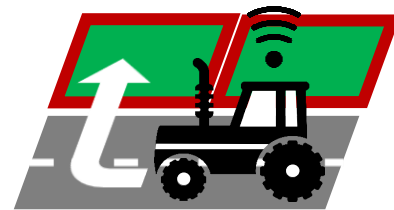
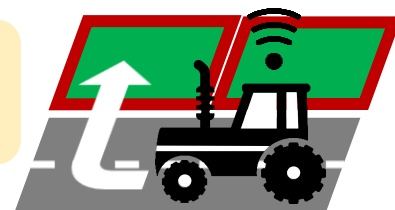
【道路交通法】

- 自動運転「特定自動運行」を行うには、公安委員会に「特定自動運行計画」を提出し、許可を受ける必要
- ただし、**特定自動運行は「人又は物の運送を目的とするもの」に限定**

規制改革後

「ロボット農機による農道・公道移動」を特定自動運行の目的に追加
⇒ **無人での農道・公道移動が実現**

(遠隔による監視・操縦)



⋮

- 農機の操縦に人員を割く必要がなくなり、**農作業の抜本的な生産性の向上**につながる
- ロボット農機の監視に場所の制約がなくなるため、**障がい者等も監視業務に従事することが可能**となり、**農業者のダイバーシティを推進**